



平成 28 年 4 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社さが美
代 表 者 名 代表取締役社長 平松 達夫
(コード番号 8201 東証第1部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 井 倉 育 夫
(TEL : 045 - 820 - 6000)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 4 月 7 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 5 月 17 日開催予定の当社第 42 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社は、事業構造改革の実施に基づき、老朽化した現本社ビルから耐震上問題のない自社ビルに移転するとともに、現本社の跡地を賃貸し、不動産収入の増加を図ってまいります。それに伴い、当社は、現行定款第 3 条に定める本店の所在地を神奈川県平塚市に変更するものであります。なお、上記の変更につきましては、附則により、平成 28 年 5 月 31 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもってその効力を生じるものとし、その効力発生をもって当該附則を定款より削除するものといたします。
- (2) 公告方法について、インターネットの普及を考慮して公告閲覧の利便性向上および公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。
- (3) 社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第 427 条の規定により、当社と社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、変更案第 32 条（社外取締役の責任限定契約）を新設するものであります。なお、変更案第 32 条（社外取締役の責任限定契約）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 上記条文の新設に伴い、必要となる条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 5 月 17 日（火曜日）
定款変更の効力発生日	平成 28 年 5 月 17 日（火曜日）

以 上

(別 紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第2条 (条文省略) (本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は本店を神奈川県横浜市に置く。</p> <p>第4条 (条文省略) (公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>第6条～第31条 (条文省略) (新 設)</p> <p>第32条～第48条 (条文省略) (新 設)</p>	<p>第1条～第2条 (現行どおり) (本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は本店を神奈川県平塚市に置く。</p> <p>第4条 (現行どおり) (公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告<u>方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>第6条～第31条 (現行どおり) <u>(社外取締役との責任限定契約)</u></p> <p>第32条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、120万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第33条～第49条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p>第1条 第3条の規定変更は、平成28年5月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</p>